

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第18回 弁護士会館内での研修時の一時保育サービスについて

男女共同参画推進本部委員 浅井 淳子 (60期)

男女共同参画推進本部では、男女共同参画推進の重点課題の一つである、出産・育児、介護等の家庭



生活と仕事との両立支援のための施策として弁護士会館等における会員向けの一時保育サービスの提供を検討していたが、平成28年9月、東京弁護士会は委託業者との間で契約を締結し、平成28年10月3日及び12日、試行的に弁護士会館4階和室(写真)で一時保育サービスの提供が行われた。

● 制度の概要

対象：生後半年から小学6年生までの会員の子。病児保育は行わない。

場所・定員：弁護士会館4階和室、5名まで。

利用可能時間帯：9時30分～21時。

食事等：弁当、軽食、飲み物等を持参すれば食事等の介助も可能。

費用：利用者負担なし。

※10月3日及び12日の一時保育では、シッター1名につき30分あたり800円(税抜。以下同じ)の費用及び交通費を東京弁護士会が負担した。なお、費用は、10月3日は5600円、同月12日が1万9600円であった(シッター交通費除く)。

申込方法等：利用日2週間前までに東京弁護士会担当課(研修等を企画した委員会)に連絡する。利用日3日前までに利用申込書、お子様カルテを上記に返信する。

おもちゃ等：4階和室にはおもちゃや遊具等がないため、利用者に持参いただく必要がある。

その他：幼稚園、小学校等、預け先から弁護士会館までの送迎サービスも利用できるが、送迎所要時間分(預け先から弁護士会館到着まで)の費用は自己負担。

● 試行的な一時保育の結果について

10月3日は1名、12日は4名が一時保育を利用した。

3日は1名の子どもに対しシッター1名、12日は4名の子どもに対しシッター3名であった。

10月3日及び12日の一時保育では、研修は両日とも18時から20時で、一時保育は前後に余裕を見て17時から20時30分とされた。

1歳児から小学生まで幅広く利用していたが、皆仲良く遊んでいた様子であった。食事の時間にかかったため、子どもたちは持参した弁当や軽食等を食べていた。

私自身も12日に送迎付きで利用したが、送迎とセットでの一時保育サービスは大変便利であった。特に、ネット配信も行われず、夕方から夜間の研修を受講したい場合の会員向けの一時保育サービスは大変有益であると感じた。

今後、他の研修についても一時保育サービスを実施するべく検討中である。

お知らせ

東京弁護士会第二次男女共同参画
基本計画策定記念シンポジウム

「これからの男女共同参画社会のあり方を考える」

東京弁護士会では、以下のとおり、第二次男女共同参画基本計画策定記念シンポジウムを開催します。一時保育サービス(事前申込必要)がありますのでぜひ同サービス付きでご参加ください。

日時：2017年1月6日(金) 午後6時

場所：弁護士会館2階 講堂クレオ AB

*入場無料

詳細はこちら

http://www.toben.or.jp/know/iinkai/danjokyoudou/news/post_2.html

問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205